

▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムにおける屋上太陽光発電事業への投資規制の概要

| Page 1/5 |

2021年6月 No.VNM_029

はじめに

過去3年間、ベトナム政府は、気候変動及び環境保護に関する世界全体のトレンドに則した再生可能エネルギーの開発を特に重視してきました。2020年9月現在、ベトナムには56,139台の屋上太陽光発電システムが設置されており、総容量は1,543.2MWpで、前年比5倍に増加しています。屋上太陽光発電がここまで多くの投資家を呼び込んだのは、法規制の公布が理由の一つであると言われています。

本稿では、外国投資家に適用される屋上太陽光発電に関する規定として、電力購入契約 (Power Purchase Agreement: **PPA**)、固定価格買取制度 (Feed in Tariff: **FIT 制度**) 及びその他の関連する規制について解説いたします。

関連法令及びガイドライン

電力事業に関連する主な法令は以下のとおりです。

- 電力法 (法第 28/2004/QH11 号、法第 24/2012/QH13 号及び法第 28/2018/QH14 号による改正を含む。以下「電力法」と総称します)
- 電力法の実施について定めた政令第 137/2013/ND-CP 号 (政令第 08/2018/ND-CP 号及び政令第 17/2020/ND-CP 号による改正を含む。以下「**改正政令第 137 号**」と総称します)

上記の電力事業に関連する一般法令の他、屋上太陽光発電に関連する主な法令は以下のとおりです。

- ベトナムにおける屋上太陽光発電を強化するための仕組みについて定める 2020年4月6日付首相決定第 13/2020/QD-TTg 号 (「**決定第 13 号**」)
- プロジェクト開発及び太陽光発電事業に適用される電力購入契約の標準様式について定める 2020年7月17日付商工省令第 18/2020/TT-BCT 号 (「**省令第 18 号**」)

現在、決定第 13 号及び省令第 18 号が施行されていますが、不明確な点については、一時的に商工省の 2020年9月22日付文書第 7088/BCT-DL 号 (「**文書第 7088 号**」) 及び、ベトナム電力総公社 (Vietnam Electricity: **EVN**) の 2020年10月19日付文書第 6948/EVN-KD 号 (「**文書第 6948 号**」) が参照されます。もっとも、文書第 6948 号は、営利的な運転開始日 (Commercial Operation Date: **COD**) 及びメーター検針確認日が 2020年12月31日以前である屋上太陽光発電システムのみ適用されます。

以上の他、管轄当局は随時の要請に応じて、屋上太陽光発電システムに関する暫定的なガイドラインを発行しています。

投資及び運転条件

(1) 屋上太陽光発電システムの定義

屋上太陽光発電システムとは、ソーラーパネルが建築物の屋上に設置され、容量を 1MW 以下とし、直接又は間接的に 35kV 以下の電圧レベルで電力購入者のグリッドに接続されているものと定義されています (決定第 13 号第 3 条 5 項)。さらに、定義を明確にするため、商工省は、文書第 7088 号により、屋上太陽光発電システムについて、独自の機能を有し、関連法に基づく要件を満たす建築物の上に設置しなければならないとしています。

具体的には以下のとおりです。

- 建築物とは、設計図に基づき建設され、人力、及び、建設資材、及び、これに設置された機器によって作られた産物で、地面に接続、固定されたものをいい、これには、地下コンポーネント、地上コンポーネント、水中コンポーネント及び水上コンポーネントが該当します (建設法の一部を変更する法第 62/2020/QH14 号 1 条 1 項 (c))。また、建築物には、新築、リフォームされたもの、又は修繕されたものを含みます。
- 屋上とは、2016年3月10日付建設省令第 03/2016/TT-BXD 号別添 2 の規定に従った家屋又は家屋の形をした工作物の屋根で、当該家屋又は家屋の形をした工作物の機能及び使用目的に適したものをいいます。

文書第 7088 号では、以下 (i) ~ (iii) の場合、太陽光発電システムが屋上太陽光発電システムとはみなされず、その結果、決定第 13 号に定める FiT 制度を含む屋上太陽光発電システムの優遇措置が適用されないとしています。

- (i) 太陽光発電システムの容量が 1MW 以下であるが、独自の機能を有する建築物の屋上に設置されていない場合
- (ii) 農場又は牧場の太陽光発電システムが 1MW を超える又は 1.25MWp を超える容量を持つ場合
- (iii) 太陽光発電システムが 35kV 以上の電圧レベルの系統に接続されている場合

(2) 外国投資家への制約

投資法の実施について定める政令第 31/2021/ND-CP 号（「**政令第 31 号**」）に従い、外国投資家は、同政令別添 I に定める外国投資家に適用される市場参入制限事業分野一覧に記載される事業分野を除き、国内投資家と同様に市場へアクセスする権利を有します（政令第 31 号第 17 条 1 項）。そして、太陽光エネルギーの発電、送電及び配電の事業分野は、上記別添 I の一覧には含まれていないため、外国投資家は国内投資家と同様に事業を行う権利を有します。

しかし、電力法によると、国は送電事業について専売特許を有するため（同法第 4 条 2 項）、電力源にかかわらず、国内外の投資家は送電事業を行うことを認められていません。国有企業である EVN が、唯一の事業主体となっています。他方で、発電及び配電については、外国投資家に対し、何ら制限を設けていません。よって、現在のところ、外国投資家は、屋上太陽光発電について発電、配電の事業分野を行うことができるということになります。

(3) 電力事業ライセンス

投資法別添 IV に従い、発電、送電、配電、電力の卸売り、小売り及びコンサルティングは、条件付き経営投資分野となっています。これは、原則として、電力事業を行う投資家は、管轄当局が発行する事業の種類及び範囲が明示される電力事業ライセンスを取得しなければならないことを意味します（電力法第 32 条 1 項及び第 35 条）。電力事業ライセンスを取得するため、申請者は、関連規制に従った技術管理者、環境影響評価報告書又は環境保護計画等のすべての条件を満たす必要があります。

しかし、屋上太陽光発電システムは、電力事業ライセンスの取得義務が免除されているため（省令第 18 号第 5 条 4 項）、屋上太陽光発電システムに投資する投資家は、上記の条件を充足する必要がありません。

(4) 関連規制の遵守

屋上太陽光発電システムは、システムの安全性を確保するため、投資家は①電力の安全、②建設の安全、③環境保護、④システム稼働前及び稼働中における防火・消防に関する関連規制を遵守しなければなりません（決定第 13 号第 9 条 4 項）。具体的には、以下のとおりです。

- ① 電力の安全性を確保するため、投資家は、政令第 14/2014/ND-CP 号（政令第 51/2020/ND-CP 号による改正を含みます）及び商工省令第 31/2014/TT-BCT 号に定めるところにより、発電及び配電における一般要件に従わなければなりません。例えば、電機設備の運転、設置又は修繕を担当する者は、安全に関するトレーニングを受け、資格を取得し、かつ、運転要件に従って技術訓練を受けなければなりません。
- ② 建設法に関する規定及び各地の建設課からの問合せに対する建設省の回答（2020 年 4 月 8 日付建設省の文書第 1634/BXD-HDXD 号等）に基づき、原則として、屋上太陽光発電システムの投資及び追加の設置、特に工業地区の既存の工場の屋上に設置されるものは、建設手続を遵守しなければなりません。投資家は、システムの建設設計を作成、評価、承認し、関連規制により求められる場合は、建設許可を取得しなければなりません。また、投資家は、建設省令第 04/2017/TT-BXD 号等の関連文書において定められているように、施工業者と協力し、設置中の安全性を確保する義務があります。特に、2020 年に建設省が発行した、屋上太陽光発電システムの設置における建設作業の安全性に関する技術的指導^[1]を遵守しなければなりません。

[1] 同文書は、以下の URL から閲覧可能です。 <https://moc.gov.vn/vn/tin-tuc/1268/65630/tai-lieu-huong-dan-ky-thuat-lien-quan-den-an-toan-cong-trinh-xay-dung-khi-lap-dat-he-thong-dien-mat-troi-mai-nha.aspx>



- ③ 投資家は、政令第 40/2019/ND-CP 号に従い、環境影響評価報告書又は環境保護計画を作成し、管轄当局の承認を得なければならない場合があります。加えて、投資家は、政令第 38/2015/ND-CP 号及びその他の関連ガイドラインに定めるところにより、産業廃棄物及びスクラップの処分に関する規制を遵守しなければなりません。
- ④ 公安省の 2020 年 9 月 8 日付文書第 3288/CP07-P4 号において指示されるとおり、投資家は、屋上太陽光発電システムの容量が政令第 136/2020/ND-CP の別添 V に定められる対象と区分された場合、その防火・消防に関する設計は、管轄公安当局の検査及び承認を得なければなりません。その他の場合においては、現地の管轄警察当局の指導に基づき、防火対策を講じる必要があります。

PPA 及び FiT 制度について

EVN (又はその権限を付与された子会社)に加えて、屋上太陽光発電システムにより生成された電力は、他の種類の電力とは異なり、EVN のグリッドに直接接続されていない場合、他の組織及び個人に対し販売することができます (決定第 13 号第 8 条 1 項)。そして、「誰が買い手か」という条件により、適用される PPA 及び FiT 制度の適用が後述のとおり異なります。

(1) PPA について

買い手が EVN 又はその権限を付与された子会社である場合、省令第 18 号の別添 2 に添付される屋上太陽光発電システム用の PPA の現行の標準様式を使わなければならない (決定第 13 号第 8 条 5 項)、当事者らは、標準 PPA の他の内容に合致する限りにおいて、その権利及び義務を明確化するために変更を加えることができます (省令第 18 号第 6 条 3 項)。実務上、EVN は必須条件の効力に変更を及ぼしうる事項については交渉していないようです。

買い手が他の組織又は個人である場合、当事者らは、現行法に従って契約を交渉する権利を有します (決定第 13 号第 8 条 3 項)。実務においても、標準 PPA に基づく不明確な条件を修正することが可能です。

(2) FiT 制度について

決定第 13 号第 8 条 2 項に従い、買い手が EVN 又はその権限を付与された子会社である場合、適用される FiT 価格は、同決定に添付される太陽光発電購入価格一覧に関する別添に定めるもの (8.38

米セント /kWh) でなければなりません。この優遇価格は、COD 及びメーター検針確認日が遅くとも 2020 年 12 月 31 日以前であるシステムのみが適用を受けます (決定第 13 号第 8 条 4 項)。現在のところ、COD が 2021 年 1 月 1 日以降であるシステムに適用される FiT 価格は未定ですが、発表された最新の草案によると、推定の FiT 価格は、約 5.2 ~ 5.8 米セント /kWh となっています。

一方で、買い手が EVN のグリッドに直接接続されていない他の組織及び個人である場合、当事者らは現行法に従って電力購入価格を交渉することができます (決定第 13 号第 8 条 3 項)。

最後に

第 8 次国家電力開発基本計画案 (Power Development Planning VIII: 第 8 次 PDP) については、2021 年 6 月に政府に提出される予定であり、ここでも再生可能エネルギーに焦点が当てられています。今後は、再生可能エネルギーにより生成された電力を活用するための送電システムの開発が優先されることが期待されます。また、屋上太陽光発電システムに関する国の技術的基準及び廃棄済みソーラーパネルの処分に関する具体的な規制についても、公布に向けて検討が行われています。現在、関連規制が流動的な状況にあり、屋上太陽光発電システムの規制に関しては不明確な点が多いので、屋上太陽光発電システムへの投資リスクを軽減するため、市場参入時には法律の専門家の助言を得ることをお勧めします。





他プラクティスグループのニュースレターも配信しております。
配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。
広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

執筆者

HANOI / HO CHI MINH CITY



弁護士 藤川 由美子

(アソシエイト)

第二東京弁護士会

E-mail: yumiko.fujikawa@aplaw.jp

Mobile: +84-909-430-811

> [View Profile](#)

2021年3月よりAPACに出向し、現地で日系企業の事業支援を行っております。

TOKYO



弁護士 鈴木 由里
(パートナー)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



弁護士 二本松 裕子
(パートナー)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。



ベトナム社会主義共和国弁護士*
ダン・ミン・チャウ
(アソシエイト)

> [View Profile](#)

日系企業のベトナム進出、および進出後における様々な法的課題解決に際しての経験を豊富に有しています。現在は、日本語も活かしながら、東京において日系企業の海外での事業支援に携わっています。

*但し、外国法事務弁護士の登録はない。



弁護士 戸松 夏子
(アソシエイト)
東京弁護士会

> [View Profile](#)

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。



弁護士 上東 亘
(アソシエイト)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

名古屋大学の特任講師としてハノイ法科大学内で教鞭をとった後、APACのハノイオフィスに出向してM&A、不動産、労働、紛争解決等の案件を幅広く担当しました。その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援を行っています。



アイルランド共和国弁護士 (Barrister)*
キーラン・ローズ
(アソシエイト)

> [View Profile](#)

世界有数のローファームのハノイオフィスにて知的財産法（商標、特許、偽造防止）、会社法、販売/フランチャイズ/ライセンス等の案件に幅広く関与しました。現在は主にクロスボーダー企業法務、M&A、訴訟、紛争解決等を担当しています。

*但し、外国法事務弁護士の登録はない。



弁護士 三浦 康晴
(アソシエイト)
第二東京弁護士会
ベトナム登録外国弁護士

> [View Profile](#)

2017年2月よりベトナムのAPAC（ハノイ・ホーチミン）に出向し、M&A、不動産、労働、紛争解決等の案件を幅広く担当しました。現在は日本国内の案件の他、ベトナム、ロシアなどの国の法務案件に携わっています。

[お問合せ先]

E-mail: aandsvietnam@aplaw.jp

バックナンバー

- No.028 「ベトナムにおける外国人投資家に適用される証券事業及び証券投資に関する法規制の概要 — 新証券法の施行も踏まえて解説」(2021年4月27日)
- No.027 「2021年1月1日施行のベトナム建設法改正の概要」(2021年2月9日)
- No.026 「ベトナム新投資法・企業法のポイント解説 — 2020年1月1日の施行を控えて」(2020年12月11日)
- No.025 「ベトナム新労働法の概要 — 2020年1月1日の施行までに押さえておくべき実務対応」(2020年10月6日)
- No.024 「ベトナムにおけるフィンテック関連の法制度概要 — 決済仲介サービス、仮想通貨など」(2020年8月27日)
- No.023 「ベトナムにおける国有株式売却の現状及び法規制の概要 — 2020年中の株式売却計画を踏まえて」(2020年6月30日)
- No.022 「ベトナムにおける新型コロナウイルス対策について法務上の留意点 — 不可抗力条項適用、テレワーク、休業時の賃金支払い等について」(2020年4月2日)
- No.021 「ベトナムにおける小売・卸売事業に係る外資規制」(2020年2月28日)
- No.020 「ベトナムにおける不動産制度の概要 — 土地法改正の動向も踏まえて」(2019年12月25日)
- No.019 「ベトナム進出時、進出後におけるライセンス取得のポイント — ホテル事業を題材として解説」(2019年10月17日)
- No.018 「ベトナム法人による外国ローン借入及び担保設定について」(2019年8月2日)
- No.017 「ベトナムにおける労働者の解雇について — 労働法改正の動向も踏まえて」(2019年6月13日)
- No.016 「日本・ベトナム間における人材関連事業について — 技能実習、特定技能による日本での雇用、ベトナムでの人材関連事業関連規制の概要」(2019年4月22日)
- No.015 「ベトナムにおける再生可能エネルギー関連法規制の概要 — 太陽光発電FITの運用、発電プロジェクト出資時の留意点も踏まえて」(2019年2月28日)
- No.014 「ベトナム最新法令情報(2018年下半年) — サイバーセキュリティ、技術移転、外国人の社会保険加入、労働法関連規制の制定・変更について」(2018年12月20日)
- No.013 「ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応」(2018年10月18日)
- No.012 「ベトナムにおけるM&A、合併事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)
- No.011 「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)
- No.010 「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)
- No.009 「ベトナムにおける紛争解決について — トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)
- No.008 「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)
- No.007 「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)
- No.006 「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)
- No.005 「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)
- No.004 「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)
- No.003 「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)
- No.002 「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)
- No.001 「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月10日)

> [View](#)
[About | Vietnam Practice](#)

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。